

人民元の外貨交換と海外送金

チャイナ・インフォメーション 21 筧武雄

1. 人民元の外貨交換に対する制限

中国では保税區など一部の特別な地域、あるいは特殊な取引を除き、一般には国内での売買代金支払・受取等の決済通貨種類は人民元に限られており、外貨による国内代金決済は原則として一切禁止されている。つまり中国内での売上も費用も、通常はすべて人民元となる。

では、中国内で得た人民元の販売代金、利益、所得等を国内で外貨に交換し、海外送金する場合、どのような規制が存在するのだろうか？

中国内で得た人民元収入を個人で外貨両替する場合は、「個人外貨管理弁法(中国人民銀行令[2006]第3号)」および「個人外貨管理弁法実施細則(匯發[2007]1号)」により、一人あたり年間合計5万米ドル相当額以下に制限される。

中国戸籍があり公安局発行の身分証を持つ「中国公民」個人の場合は、身分証番号ごとに管理された残高範囲内で外貨両替が認められている。

公民身分証を持たない外国人(華僑、外国籍に帰化した中国人等を含む)個人の場合は、限度枠規制は設けられていないが、逆両替交換の際には当初、外貨を人民元に両替した際に発行された「両替証明控」(有効期間半年)を必ず銀行窓口に提示しなければならず、それが無い場合は銀行での外貨交換は不可能となり、個別に外貨管理局で外貨交換の真実性、合法性の審査を受けなければならない。

香港や日本など中国外での外貨両替には当初の両替証明は不要であるが、本国とは異なる海外オフショアレートが適用される。さらに現金の場合は取立手数料等が加味され、中国内での両替レートよりも不利なレートとなることが多い。

ちなみに、合法的な両替所以外の違法な闇両替では当初の両替証明が発行されない。また、闇両替には人民元だけでなく米ドル、日本円等外貨紙幣の偽札も多数出回っているので注意が必要である。

法人の場合は、そのつど銀行窓口に外貨交換の必要性を証明する根拠となる証拠書類(たとえば輸入関係書類、通関証明など)を提示し、取引の真実性と外貨両替の必要性の確認を受けることが義務付けられている。金額が多額、銀行窓口での確認が困難な場合、あるいは送金目的が海外預金・貸金や海外投資等いわゆる「海外資本取引」の場合などは、外貨管理局で個別審査と両替・送金許可が必要とされる。

さらに、中国内で得た中国源泉所得を海外送金する場合で一件3万米ドル相当額以上の場合は国家税務局で合法性の審査を受けて源泉税を納付した後、地方税務局で納税証明書を取得して送金銀行窓口に提示しなければ送金できない。

2.現金、送金以外の海外への人民元資金移動手段

中国外への現金持ち出しや銀行送金以外の手段として、人民元口座キャッシュカード(銀聯カード)を利用して海外 ATM で外貨現金を引き出す、もしくはクレジット利用限度額内で海外ショッピング消費する、という方法も最近では可能となっている。また、香港や日本など中国外で非居住者人民元口座を開設することも可能で、中国外で発行された人民元口座キャッシュ(クレジット)カードも併せて複数枚保有している場合など、従来の中国政府の規制管理が直接届かなくなるケースも出始めている。

少なくとも、香港にある非居住者人民元は中国政府の管理規制を受けないことが双方の中央銀行間で正式に確認されており、香港では人民元の外貨交換、送金も自由無制限とされているため、たとえばインターネット・バンキングサービスを活用すれば、日本にいながらにして香港にある銀行口座の外貨・人民元の両替、資金移動、海外送金が合法的に自由、無制限に可能となる。

中国内から香港等の海外に合法的に人民元資金をもって投資し、海外子会社を設立すれば、海外口座を開設し、海外で不動産等の資産を取得できるだけでなく、中国人個人が経営者、役員等として海外移住することも可能となる。中国内には相続制度が存在しないため、このような形で実質的な海外移住をはかる中国人富裕層も増えている。

そのほか、脱法的手段も含めれば様々な海外資金移動手法が「開発」されているが、中国政府はその度に投機資金の出入りを規制する目的で外貨管理規制をさらに厳しく強化しており、現実にはイタチごっことなっている。その結果、本来の正当な海外送金や、貿易代金決済においてすら、外貨交換、海外送金、海外決済にかかわる事務手続き、審査許認可手続き、納税手続きに時間がかかり、極めて煩雑となっている現状である。

以上

本レポートの目的は情報の提供であり、何らかの行動を勧誘するものではありません。本レポートに記載されている情報は、執筆者個人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ご利用にはお客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。